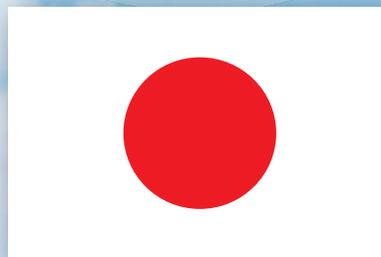


国連安全保障理事会と日本



United Nations
Security Council



Japan



To Maintain International Peace and Security



国連安全保障理事会(安保理)と日本



国際社会の平和と安全の責任を担う

近年、大量破壊兵器の拡散やアフリカの紛争、テロへの対処など、国際社会の平和と安全に関し、世界が取り組んでいかなければならない課題が急増しています。国連の主要機関としてこれらの問題に主要な責任を負っている安全保障理事会(安保理)は、今後も一層重要な役割を果たすことを期待されています。しかしながら、安保理の構成や意思決定の方法は、国連発足当時 51 か国であった加盟国数が 193 か国に増加した現在も、基本的に変化していません。今日の課題に、安保理が効果的に対処していくためには、21 世紀の国際社会の現実をふまえた形で安保理を改革することが急務であるとの声が国際社会において高まっています。

これまで日本政府は、安保理改革の議論において常任理事国、非常任理事国双方を拡大することを通じて、安保理の代表性と実効性を高める必要があり、日本は拡大された安保理で新たな常任理事国として世界の平和と安全に関する問題に恒常的に貢献していく考えであることを訴え、多くの国の支持を得てきました。

このパンフレットは、21 世紀の国際社会における安保理の役割と安保理改革の必要性、常任理事国入りを目指す日本の目標や国際貢献、そして、改革の実現に向けた議論の経緯について説明するものです。安保理改革は国際社会が早急に取り組むべき課題であるということ、日本が常任理事国になることは、国際社会および日本自身にとって大きな利益となるということをご理解頂ければ幸いです。

1. 国連安全保障理事会(安保理)とは

安保理の役割

国連憲章には、安保理は国連加盟国により国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を託され、国連加盟国は安保理の決定を受諾し、履行しなければならないことが定められています。その責任を果たすために、安保理はこれまで、1900を超える決議などを通じて、ゴラン高原やカンボジアなどで国連平和維持活動(PKO)を設立したり、アフリカなど各地の紛争の悪化を防ぐため当事者に対して平和的手段による解決

を要請するなど、世界の平和と安全のために重要な貢献を行ってきました。また、最近では、紛争後の地域における国連の活動を、従来から行われていた停戦監視などから、選挙監視、警察支援などの復興支援にまで拡大したり、大量破壊兵器の拡散やテロリズムなどの脅威や、紛争後の平和構築といった新たな課題に対応して、各加盟国に資産凍結や輸出入管理などの措置を求めると、積極的な活動を行っています。

安保理の構成

現在の安保理は、合計15か国で構成されています。米国、英国、フランス、ロシアおよび中国の5か国は常任理事国として常に議席を保持しています。残り10か国の非常任理事国は、2年間の任期で、国連総会での選挙を通じて選出されますが、連続再選は認められていません。1945

年の国連創設時に51か国であった国連加盟国は現在では193か国となり、4倍近くに増えましたが、安保理については、1965年に非常任理事国の議席数が4か国増え現在の10か国となったことにとどまり、常任理事国の構成などは、基本的に1945年当時のまま変わっていません。

地域別国連加盟国数・非常任理事国数と常任理事国 (注)キリバスは地域グループに属していません



2. 安保理改革の必要性

21世紀の国連にふさわしい安保理とするために

1945年に国連が発足して以降、現在に至るまでに、各国を取り巻く政治・経済状況は大きく変化しました。安保理の構成にも、このような変化を適切に反映させるべきではないでしょうか。

例えば、アジア地域には、世界総人口約68億人のうち半分以上の約40億人が居住し、東アジアから中東地域まで53か国の多様な文化、制度を有する国がありますが、このうち安保理理事国は3か国のみ(中国、非常任理事国2か国)となっています。また、アフリカには全国連加盟国の4分の1を超える54か国がありますが、常任理事国はなく、非常任理事国3か国が選出されているだけです。

このような問題意識の下、国連の間では1993年以来、安保理のあり方について議論が行われており、2005年の国連首脳会合では、安保理の代表性、効率性および透明性をより向上させ、またその実効性、正当性および安保理の決定の実施を強化するため、安保理を早期に改革すべきである旨が合意されました。具体的な改革のあり方については、各国の様々な利害や思惑が絡んで意見の相違がありますが、2009年2月から国連総会場で安保理改革に関する政府間交渉が新たに開始され、各国が活発な議論を行っているところです。

安保理の代表性・実効性の向上のために

これまでの議論の中で、国際社会の現状を反映し、安保理の代表性を向上させるには、構成国の拡大が必要であるとの点についてはおおむね一致が見られています。さらに、日本をはじめとする大多数の国連加盟国は、将来にわたり安保

理がその行動の実効性と正当性を維持していくためには、国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国を新たに常任理事国として加え、常に安保理の意思決定に参加させる必要があるとの主張を行っています。

現在の安保理の構成

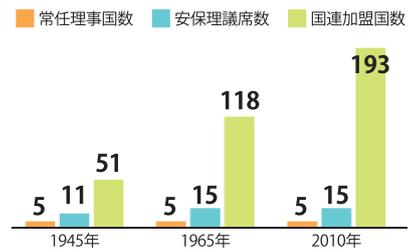
常任理事国

米国、英国、フランス、ロシア、中国

非常任理事国

パキスタン、モロッコ、トーゴ、グアテマラ、アゼルバイジャン (2013年未まで)
アルゼンチン、オーストラリア、ルクセンブルグ、韓国、ルワンダ (2014年未まで)

国連加盟国の推移



拡大・増大する安保理の活動課題

解説

安保理の権限と意思決定方法

安保理は、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負っている立場から、紛争当事者に対して、紛争を交渉などの平和的手段によって解決するように要請したり、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持又は回復のために勧告を行ったり、経済制裁等の非軍事的措置および軍事行動を決定する権限を有しています。また、安保理における決定には、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票が必要と定められており、常任理事国のうち1か国でも反対票を投じた場合、決定を行うことはできません(いわゆる拒否権)。なお、常任理事国が棄権や欠席した場合には、拒否権の行使とはみなされないこととなっています。従って、常任理事国は非常任理事国と比較して、安保理の決定を左右する、大きな権限を有していると言えます。

常任理事国入りと日本の国際貢献

国際社会の平和と安全の維持は、日本にとって重要な課題であり、日本はこれまでブラジルと並んで加盟国最多となる10回にわたり安保理非常任理事国を務め、安保理での意思決定に積極的な貢献を行ってきたほか、国連をはじめとする様々な機関や、アジア、アフリカなど紛争後の地域において、軍縮や不拡散、平和の定着や国づくり、人間の安全保障などの分野で様々な貢献を行ってきました。日本のこのような貢献の実績は、安保理において新たな常任理事国を務めるにふさわしいものであると考えています。



山岳地で被災民に利用されているテント(イラク)
©UNHCR/K.Ali

JICAによる稲作の技術支援(アフガニスタン)
©JICA

草の根・人間の安全保障無償資金協力により
供与された給水ポンプを使い放水(イエメン)

ダルフルールに到着した被災民救援物資(スーダン)
©UNHCR/E.Cue

武器監視業務を行う日本からの要員(ネパール
国際平和協力業務) ©CUN Photo/UNMIN

開票所における選挙監視活動の様子(コンゴ民主共和国
国際平和協力業務) ©内閣府国際平和協力本部事務局

国連スーダンミッション(UNMIS)司令部で執務中の
自衛官 ©内閣府国際平和協力本部事務局

国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への先遣隊から説明を
受ける陸上自衛隊派遣部隊長 ©内閣府国際平和協力本部事務局

1. 国際社会の平和と安全の維持のための取組

核軍縮・核不拡散は、2009年9月に安保理首脳会合で議論され、決議第1887号が採択されるなど、その機運はこれまでになく高まってきています。一方で、北朝鮮やイランなどの核問題などは国際的な核不拡散体

制に対する懸念となっています。中でも、北朝鮮の核・弾道ミサイルの開発は、日本にとって深刻な脅威です。安保理を通じ、このような脅威に対処することは日本の平和と安全にとっても非常に重要です。



©Dean Calma/IAEA

国際原子力機関(IAEA)理事会



天野IAEA事務局長



©UN Photo/Paulo Figueiras

潘基文国連事務総長に信任状を奉呈する西田国連大使

北朝鮮による核実験・ミサイル発射

2003年	北朝鮮、核兵器の不拡散に関する条約(NPT)脱退の意図表明。北朝鮮と日本、米国、韓国、中国およびロシアによる六者会合立ち上げ
2005年 2月	北朝鮮、核保有を宣言
9月	「朝鮮半島の検証可能な非核化」を六者会合の目標に定めた六者会合共同声明を採択
2006年 7月	北朝鮮、 ミサイルを発射
10月	北朝鮮、 核実験の実施を発表
2009年 4月	北朝鮮、 ミサイルを発射
5月	北朝鮮、 核実験を実施
7月	北朝鮮、 ミサイルを発射
2012年 4月	北朝鮮、 ミサイルを発射
12月	北朝鮮、 ミサイルを発射

国連安保理は、核・弾道ミサイルを含む大量破壊兵器関連の品目などの禁輸を含む措置を定める決議第1718号を全会一致で採択

国連安保理は、議長声明で決議第1718号違反として強く非難。北朝鮮は、安保理の動きに強く反発し、六者会合離脱と核・弾道ミサイル発射実験実施を示唆

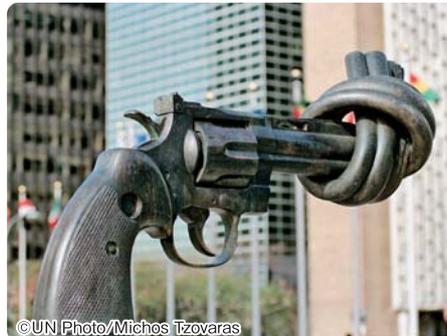
国連安保理は、武器禁輸、貨物検査、金融面などで一層厳しい措置が盛り込まれた決議第1874号を全会一致で採択

北朝鮮核実験と安保理決議

2009年5月に北朝鮮が行った核実験に対応するため、安保理において日本などの主導により、決議第1874号が全会一致で採択されました。同決議では、全ての加盟国による、北朝鮮との武器の取引の禁止や、核・弾道ミサイル、又はその他の大量破壊兵器の開発に関連する資産の凍結などの制裁措置を課しています。このように、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす北朝鮮の核実験を巡る安保理の対応について、日本が議論を主導することができたのは、日本が非常任理事国(2009-10年)として安保理に席を占めていたことに負うところが大きいと言えます。



北朝鮮拉致問題に関する映画「MEGUMI」の上映会



©UN Photo/Michos Tzovaras

「非暴力」像(ニューヨーク国連本部)

「核兵器のない世界」と安保理

2009年9月に、オバマ米大統領のイニシアティブで、「核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合」が行われました。同会合では、鳩山総理が「日本が核軍縮・不拡散を主導する積極外交を展開する」ことをスピーチで明言したほか、安保理決議第1887号が採択されました。同決議は、安保理の文書として初めて「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することへの決意を記述、核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用・核セキュリティなど、核関連の全分野を包括的にカバーしたものとなっています。



核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合

「核兵器のない世界」に向けた核軍縮・核不拡散分野での日本の貢献

世界で唯一の被爆国として、日本は国際社会の先頭に立って、核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の軍縮・不拡散に取り組んできていますが、今日の核軍縮・核不拡散への機運の高まりを捉え、さらにその取組を加速させていく必要があります。将来の世代を含む人類全体への重要な貢献となるよう、日本には国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を働きかける責任があります。

- 1994年以来毎年、国際的な核軍縮努力の方向性を示す決議案を国連総会に提出。
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や国際原子力機関(IAEA)追加議定書の普遍化を目指して積極的な外交を展開。
- 世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家が参加する国連軍縮会議を1989年以来、日本国内の地方都市で毎年開催。
- 国連の関連機関であるIAEAにおいては、設立以来理事国として原子力の平和的利用と軍事転用の防止の両立に積極的に貢献。2009年12月には事務局長に天野之弥前不拡散・原子力担当大使が就任。

用語解説

国際原子力機関 (IAEA)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的として1957年に発足した機関。151か国が加盟(2009年12月現在)。

2. 平和の構築に向けた取組

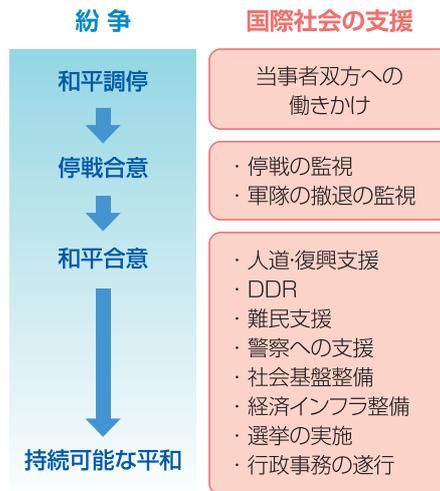
冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発し、子どもを含む多くの一般市民が被害に遭ってきました。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こし、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出します。

このような紛争を繰り返さず、持続可能な平和を実現するには、紛争当事者間の調停、和平合意の履行の支援から、対人地雷の除去、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)といった国内の安定・治安の確保、さらには難民支援や基礎インフラの復旧などの人道支援から、選挙の実施、警察への支援や社会基盤・経済インフラの整備といった国づ

くりまで、各国や国際機関、国連ミッション、非政府組織(NGO)などが連携し、幅広い分野において継ぎ目のない支援を行うことが求められます。

国際社会では、このような「平和構築」への取組の重要性が認識されており、日本は、これまでアフガニスタン、カンボジア、東ティモールやアフリカ各地で、国連PKOへの参加、難民の帰還、元兵士の社会復帰支援などに積極的に取り組んでいます。また、国連の場においては、2005年に新たに設立された国連平和構築委員会のメンバーとして貢献を行っているほか、人間の安全保障の実現に努めています。

平和構築のステップ



平和構築分野での日本の取組

現場における取組

国際平和協力の推進

- 和平プロセスの促進
- 国連PKOなどへの貢献
- 多国籍ミッションへの文民派遣

ODAの拡充

- ODA大綱の重点課題として積極的に推進
- 様々な援助手法・体制の整備
- 機動的・効率的な援助の実施

知的貢献

平和の定着と国づくり、オーナーシップの尊重、人間の安全保障等の理念・アプローチの深化

 国連平和構築委員会(PBC)等における知的リーダーシップの発揮

人材育成

アジアにおける平和構築分野の人材育成事業の推進

 アフリカのPKO訓練センターなどへの支援
 =総額約2,000万米ドルの拠出およびPKO訓練センターへの日本人講師(自衛官・文民)派遣

平和構築委員会

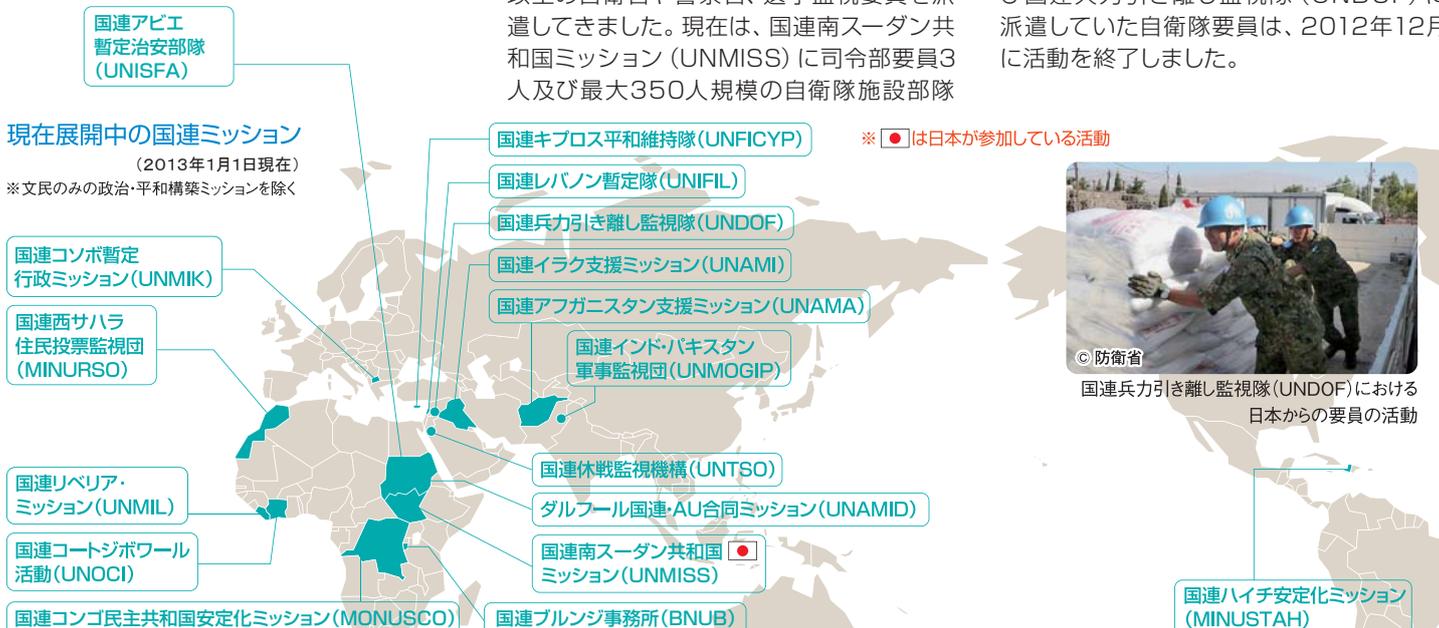
平和構築委員会は、2005年に国連総会と安保理の政府間諮問機関として設立されました。平和構築委員会は、持続可能な平和を達成するために、紛争状態の解決から復興・開発に至るまでの一貫性ある総合戦略を助言・提案することを主要な目的とし、現在はアフリカの6か国(シエラレオネ、ブルンジ、ギニアビサウ、中央アフリカ共和国、リベリア、ギニア)を対象として活動するなど、国際社会の平和と安全の維持に大きく関わってきています。

日本は、2007年6月から2008年12月まで、平和構築委員会の主な機関である組織委員会の議長を務めるなど、同委員会の活動に積極的に貢献しています。

国連平和維持活動(PKO)などへの貢献

日本は、国連平和維持活動等への協力に関する法律(PKO法)に基づき、これまでに13の国連PKOミッションに延べ8000人以上の自衛官や警察官、選挙監視要員を派遣してきました。現在は、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に司令部要員3人及び最大350人規模の自衛隊施設部隊

等を派遣し、独立後問もない南スーダンの国づくり支援に協力しています。なお、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)及び国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)に派遣していた自衛隊要員は、2012年12月に活動を終了しました。



アフガニスタンの復興と安定

アフガニスタンの復興・国づくりを効果的に支援するため、日本は2002年1月に東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催して以降、農業・農村開発、インフラ整備、教育、医療、保健などの基礎生活分野への支援、元タリバーン等兵士の社会への再統合支援、警察支援、といった取組を行ってきており、国際社会の高い評価を得ています。また、2007年からは他の支援国が主

導する地方復興チーム（PRT）と連携し、NGOや地方行政機関への無償資金協力を実施してきました。2009年春以降には、チャグチャランPRT（ゴール県）に日本人の文民を初めて派遣し、開発援助を実施してきています。さらに2012年7月、アフガニスタンに関する東京会合を開催し、同年からおおむね5年間で最大約30億米ドル規模の支援を行うことを発表しました。



©JICA

JICAによる母子保健指導（アフガニスタン）



©防衛省

日本人講師による講義（エジプトPKO訓練センター）

アフリカにおける平和構築支援

アフリカは世界の紛争多発地域と見られていましたが、近年、紛争の数自体は少なくなってきており、大部分の国は平和の定着と復興の兆しを見せています。一方で、スーダンやソマリア、コンゴ民主共和国東部など、一部の国々については、事態が依然として深刻であり、現地の劣悪な治安、人道状況が懸念されています。

アフリカ各国政府により設立されたPKO訓練センターは、アフリカ自身の平和維持活動を

実施する能力を強化するため、PKOの様々な活動に関する研修を行っています。日本は2008年から、エジプト、マリ、ガーナなどの10か所のPKO訓練センターに対する機材供与、施設整備、研修の実施などの支援を行い、邦人講師の派遣も行っています。こうした日本の支援は、国連やアフリカ諸国、またこの分野での取組を進めている先進国からも歓迎されています。

日本のアフリカにおける平和構築支援の例 ★日本のアフリカPKO訓練センター支援国



人間の安全保障

日本は、グローバル化した世界で生じる多様かつ複雑な脅威に対処するため、人間の安全保障を外交の柱の一つとして位置づけ、国連の場を中心に概念普及に努めており、多くの国から支持と協力を得ています。また、これまで国連に設置した人間の安全保障基金などを通じて、小型武器の回収、紛争後のコミュニティの復興支援、所得向上のための技術支援などの幅広い分野を対象にした多くのプロジェクトを支援し、人間の安全保障の実現に努めています。



子どもたちへの保健・衛生に関する教育(コンゴ民主共和国)



地雷犠牲者に対する技術支援(スーダン)



防衛省：道路整備前に子供らとゴミ拾い(南スーダン)

用語解説

平和構築委員会

アナン事務総長(当時)により、2005年3月、事務総長報告で設立が提言されたことを受け、国連首脳会合成果文書で創設が合意に至り、同年12月に設置されました。

DDR

元兵士を武装解除、動員解除させると共に、除隊兵士を地域社会に復帰させることで、Disarmament, Demobilization and Reintegrationの頭文字を取ったものです。DDR支援においては、除隊兵士が再び武器を手にしたり、麻薬取引などの不法行為に手を染めたりすることがないように、職業訓練などの社会復帰を支援するなどの活動を行っています。

DIAG

非合法的武装集団の解体を行うことで、Disbandment of Illegal Armed Groupsの略称です。アフガニスタンには、DDRの対象にならなかった非合法的武装集団が数多く存在しており、DIAGが重要な課題となっています。

PRT

治安改善と復興事業を同時に推進することによって、開発支援の成果を上げ、中央政府の影響力の地方への拡大を支援する地方復興チームのことで、Provincial Reconstruction Teamの略称です。

人間の安全保障

人間一人ひとりに着目し、貧困、紛争、難民問題、感染症、環境破壊などの脅威から人々を保護し、自らの可能性を実現できるように、個人およびコミュニティの能力強化を通じて、人々の生存、生活、尊厳を守ることを目指す考えです。

安保理の代表性と実効性を高めるために

～安保理改革をめぐる議論の流れ～

1945年に、国連は51か国で発足しましたが、旧植民地の独立や冷戦終結後の国家の分離・独立などにより、加盟国数は大幅に増加し、2010年現在、192か国に上っています。しかし、安保理の構成は、1965年に非常任理事国数が国連発足当初の6か国から10か国に増えたのみで、常任理事国の数は変わっていません。大きな変化を遂げた国際社会の現実を安保理に十分に反映させ、安保理の代表性や実効性を高める改革を行う必要があります。



Photo: AFLO

1993→2003

改革に向けた機運の高まり

1. 国連での議論の始まり

冷戦の終結を受けて、国際社会の平和と安全の分野で国連が主導的な役割を果たせるよう、安保理の機能強化を進めるべきとの議論が高まり、1993年に国連総会決議により安保理改革に関する作業部会(OEWG)が設立されました。

2. 90年代後半の機運の高まり

1997年には、ラザリ国連総会議長(当時)が常任理事国を5議席、非常任理事国を4議席増やす具体的な改革案を提案し、1998年にはそれまで安保理の構成国の拡大に慎重な立場を示していた米国が途上国への新たな常任議席付与に前向きな姿勢を示すなど、改革の具体案作成に向け、機運が高まりました。

その一方で、イタリアやアルゼンチンなど、常任理事国の拡大に強く反対するグループが働きかけを強めるなど、安保理改革に伴

う国連憲章の改正に必要な国連加盟国の3分の2の賛成を得る難しさが認識された時期でもありました。



©UN/Photo/Devra Berkowitz

「安保理改革」に関する国連総会審議

2003→2005

「G4」による外交攻勢

2003年後半から、国連が創設60周年の節目を迎える2005年に各国首脳が国連改革について政治的決定を行うべきとの機運が徐々に高まり、2004年9月以降、ブラジル、ドイツ、インド、日本(G4)で連携し、常任・非常任議席双方の拡大を目指し、各国に精力的な働きかけを行いました。2005年7月には、G4を中心に作成した常任6議席、非常任4議席を新たに追加する決議案を32か国の共同提案国と多数の支持国を得て国連総会に提出しましたが、同じく常任議席の拡大を主張するアフリカ連合(AU)諸国も独自に

決議案を提出し、さらに非常任理事国のみでの拡大を主張する改革消極派のコンセンサスグループ(UFC)などの反対運動もあり、結局いずれの決議案も投票に付されることなく、2005年9月の第59回国連総会会期終了とともに廃案となりました。しかしながら、直後の2005年9月に開催された国連首脳会合の成果文書において、早期の安保理改革は全般的な国連改革努力における不可欠の要素であることが確認され、改革実現に向けた機運はその後にも維持されることとなりました。

2005以降

改革実現へ、議論を集約

2005年9月以降、主に国連の場で安保理改革についての議論が継続されてきました。2008年9月に採択された国連総会決定を受けて、2009年2月から国連総会非公式本会議において政府間交渉が始まりました。現在、新理事国のカテゴリー、拒否権、地域ごとの代表性、拡大規模と作業方法、安保理と総会の関係といった安保理改革の様々な要素について、活発な議論が行われています。交渉は非公開で行われていますが、引き続き大

多数の国連加盟国が常任・非常任双方の拡大を支持していることが明らかになっています。

一方、少数ではありますが、UFCも常任議席の拡大に反対する姿勢を維持しており、「中間的解決」として長期議席等の新たなカテゴリーを設けるといった提案も行われています。日本政府としては、常任・非常任議席の双方拡大との基本的立場に基づき、G4をはじめとする多くの国々と協力して引き続き交渉に積極的に参加していく考えです。

「安保理改革」をめぐる2003年以降の議論の流れ

2003年11月	ハイレベル委員会発足
2004年12月	ハイレベル委員会報告書「より安全な世界：我々の共有する責任」提出
2005年 3月	アナン国連事務総長報告「より大きな自由を求めて：全ての人のための開発、安全、及び人権に向けて」の公表 G4 主催の安保理改革に関する会合開催
4月	アナン事務総長報告に関する国連総会公式審議
7月	G4 決議案の提出・審議、アフリカ連合(AU)・UFC 決議案の提出(第59回国連総会)
9月	3本の決議案の廃案(第59回国連総会会期末) 第60回国連総会 首脳会合成果文書採択
12月	安保理改革総会決議案の再提出(～2006年1月)
2006年 3月	安保理の作業方法改善を巡る動き
12月	安保理改革に関する総会審議(第61回国連総会)
2007年 2月	総会議長による「調整者(facilitator)プロセス」の開始
6月	調整役による報告書の発出
11月	安保理改革に関する総会審議(第62回国連総会)
12月	安保理改革に関するタスクフォース任命
2008年 6月	タスクフォース報告書の発出
9月	政府間交渉開始の決定
11月	安保理改革に関する総会審議(第63回国連総会) 安保理改革作業部会での議論(～2009年1月)
2009年 2月	総会非公式本会議で政府間交渉が開始される
3月～9月	政府間交渉 第1～3ラウンド
11月	安保理改革に関する総会審議(第64回国連総会)
12月	政府間交渉 第4ラウンド

2005年に提示された主な改革案

G4案		
常任理事国	11か国	現5 + 6 (アフリカ枠2)
非常任理事国	14か国	現10 + 4 (アフリカ枠1)
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行使しない	
UFC案		
常任理事国	5か国	(現状維持)
非常任理事国	20か国	現10 + 10 (アフリカ枠3)
拒否権	全常任理事国が行使を抑制	
AU案		
常任理事国	11か国	現5 + 6 (アフリカ枠2)
非常任理事国	15か国	現10 + 5 (アフリカ枠2)
拒否権	新常任理事国にも付与	

用語解説

G4

2004年9月にブラジル、ドイツ、インド、日本の4か国首脳が一堂に会し、安保理常任理事国候補として相互を支持することを確認し、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革を共同で推進していくことに合意しました。以来、「G4(Group of Four)」は安保理改革推進派諸国の中核として、相互に協力、連携しながら、改革の早期実現に向け、努力を続けています。

コンセンサスグループ(UFC)

安保理常任理事国拡大に反対するイタリア、パキスタン、メキシコ、アルゼンチン、韓国など十数か国が中心となっているグループで、「コンセンサスのための結集」(Uniting For Consensus)の略称です。2005年には、G4やAUに対抗し、非常任議席のみを10議席増やす決議案を提出しました。

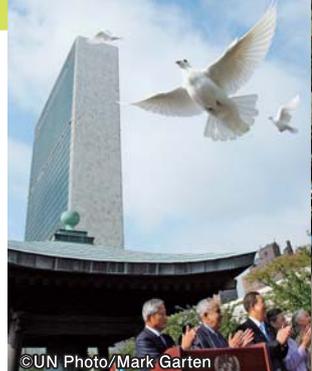
AU

アフリカ連合(AU)は、アフリカ53か国・地域が加盟する世界最大の地域機関であり、2005年には、独自の安保理改革決議案を提出しました。この決議案とG4決議案の違いは、①新しい常任理事国への拒否権を要求していること、②非常任議席のアフリカへの配分が1議席多い2議席となっていることの2点です。

Q&A

常任理事国になると どうなるの？

日本は、様々な国の間の「架け橋」となって国際の平和と安全のためにより積極的に役割を果たしていくため、国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指しています。



©UN Photo/Mark Garten

Q1 安保理改革の早期実現や日本の常任理事国入りにはどのようなメリットがあるのですか？

A1 国連を中心とした多国間主義に基づく国際社会の平和と安全の維持が促進され、また、日本の国益を国際社会においてより良く実現していくことができるようになります。

○ 安保理への信頼向上、ひいては日本周辺を含む国際社会の安定が増進されます

第二次世界大戦直後の世界を反映した安保理の構成を、今日の世界の現実に合致したものに改革することで、安保理の意思決定には、より大きな正当性、信頼が国際社会から付与されます。「世界からより信頼される安保理」の存在は、日本周辺を含む地域・国際社会の安定増進に一層大きな役割を果たすことができるようになるでしょう。



©UN Photo/Eskinder Debebe

安保理会場で発言する高須前国連大使

○ 世界各地の平和と安全へのより建設的な役割を果たすことが可能になり、日本の平和外交の発信力が強化されます

世界各地の紛争や大量破壊兵器の不拡散などのグローバルな課題に関して、日本がこれまでの外交活動を通じて得た情報、知見を活用して国連安保理での意思決定に主体的に参画することにより、日本が国連を通じた世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことが可能になります。このように安保理で恒常的な貢献を果たすことにより、日本の平和外交の発信力が一層強化されます。

○ 安保理において国益を実現します

北朝鮮の核・ミサイル問題のような日本の安全保障に直接影響を及ぼす諸課題について、常に安保理での意思決定に参画することを通じて、日本の国益をよりよく守っていくことが可能になります。

○ 国際社会への貢献に見合った地位と発言力を得ることができます

日本はこれまで軍縮・核不拡散、平和の定着や国づくり、人間の安全保障などの分野で多岐にわたる活動を行ってきました。また財政面においても、国連の活動予算において、全加盟国中第2位の約12.5%を負担しているほか、任意拠出を通じても国連の様々な活動を支える貢献を行っています。日本が安保理常任理事国となることは、そうした貢献に見合った地位と発言力を、国連の安全保障の分野でも有することにつながります。

○ 質の高い情報へのアクセスが高まります

安保理には、日本自身が密接に関わるアジア地域の安全保障に関する情報や、アフリカなどの紛争地域での平和構築支援に資する情報など、国際情勢に関する豊富な情報が集中します。常任理事国となれば、これらの情報を常に迅速に入手できるようになります。

Q2 新たな義務は生じないのですか？

A2 国連憲章上、常任理事国にそのほかの国連加盟国との間で異なる義務が生じるわけではありません。

常任理事国については、国連憲章上、(1)安保理において選挙を経ずに議席を有すること(22条)、(2)表決に当たっていわゆる「拒否権」を有すること(27条)などの点において、他の加盟国と異なった扱いを受けていますが、常任理事国とその他の加盟国との間で、異なる義務は課されていません(注:経費に関する義務についてはQ3参照)。したがって、**日本が常任理事国入りすることによって、軍事的活動への参加などの法的義務が生じるわけではありません。**



©UN Photo/Paulo Filgueiras



©UN Photo/WOII Gernot Payer



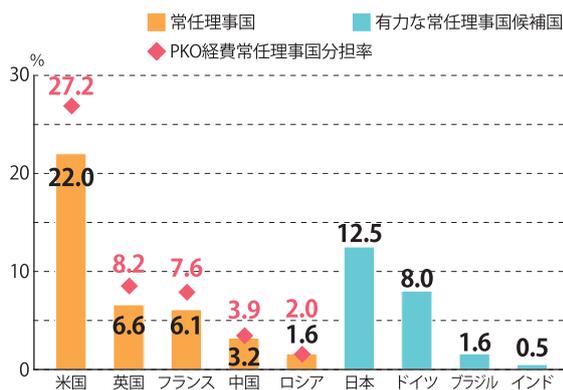
©UN Photo/Marco Dormino

Q3 過大な財政負担を負うことにならないの？

A3 平和維持活動(PKO)経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえて、割り増し負担が課されます。

加盟国の国連通常予算における負担の割合(分担率)は、各国の経済規模を基礎として算出されており、常任理事国であるか否かによって異なることにはなっていません。ただし、PKO経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえて、途上国の負担軽減分について割り増し負担が課されています。現在も日本は米国に次ぐ約12.5%のPKO経費を負担していますが、安保理の決定に従って財政負担を負うだけでなく、常任理事国として、PKOの設立を含めた安保理の意思決定に常に参加することが重要だと考えます。

主要国の国連予算分担率(2010年1月現在)



Q4 憲法上、軍事的な貢献に制限があるのに、常任理事国として十分に活動していけるの？

A4 日本は憲法の範囲内で常任理事国としての責任ある役割を果たしたいと、一貫して考えてきています。

常任理事国にふさわしい貢献とは、軍事的な貢献に限られるわけではありません。そこには、文民による非軍事的貢献、安保理での議論を通じた知的貢献など、様々なものが含まれます。常任理事国入りに関し、日本は憲法の範囲内で常任理事国として責任ある役割を果たしたいと一貫して考えてきており、**常任理事国入りと憲法改正の問題が直接関係するとは考えていません。**

Q5 特定の国々の反対で改革がストップすることはないの？

A5 日本としては、他の国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、改革の実現を目指す考えです。

基本的には、全加盟国の3分の2の支持があれば、国連憲章改正案を採択することが可能です。ただし、憲章改正を実現するにはその案を各国が批准する必要があり、その段階では、現常任理事国5か国全てを含む3分の2の国が批准する必要があります。日本としては、他の国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、近隣諸国の理解を得ながら、具体的な安保理改革に向けた動きを加速させ、改革の実現を目指す考えです。

もっと詳しく知りたいときは /

外務省や国連広報センターのインターネットサイトなどで、国連安保理と日本の関係や活動について知ることができます。

小学生から高校生まで、すべてのレベルに合わせた様々な教材を準備しています。ビデオ、図表、図書などの国連教育資料は、世界の問題に目を向ける授業に役立ちます。

外務省 検索

➡ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

国連広報センター 検索

➡ <http://unic.or.jp/index.php>

United Nations Security Council - Japan

写真提供：アフロ、内閣府国際平和協力本部事務局、防衛省、IAEA、JICA、UNHCR、United Nations Photo

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 TEL 03-3580-3311(代)

編集：総合外交政策局国連政策課 発行：国内広報室

2013.3(一部改訂)